

小浜市議会議員等の請負および指定管理者の指定の状況の報告および公表に関する条例施行規程

令和6年3月22日

議会規程第2号

(趣旨)

第1条 この規程は、小浜市議会議員等の請負および指定管理者の指定の状況の報告および公表に関する条例（令和6年小浜市条例第22号。以下「条例」という。）の施行について必要な事項を定めるものとする。

(報告等)

第2条 条例第3条第1項の規定による報告は、議員または議員の親族に係る請負状況等報告書（様式第1号）または電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信の技術を利用する方法により行わなければならない。

2 条例第3条第2項の規定による報告は、議員が役員である法人または議員の親族が役員である法人に係る請負状況等報告書（様式第2号）または電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信の技術を利用する方法により行わなければならない。

3 条例第3条第3項の規定による報告は、議員の親族が役員である法人その他の団体に係る指定管理者の指定状況報告書（様式第3号）または電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信の技術を利用する方法により行わなければならない。

4 条例第3条第4項の規定による訂正は、訂正届（様式第4号）または電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信の技術を利用する方法により行わなければならない。

(報告の一覧の訂正)

第3条 議長は、条例第4条の規定による一覧の公表後に、当該一覧を訂正するときは、削った部分を読むことのできるように字体を残さなければならない。

(報告等の閲覧)

第4条 条例第5条第2項の規定による閲覧（以下この条および第6条において「閲覧」という。）は、当該報告をすべき期限の翌日から起算して30日を経過する日の翌日から、議会事務局において、午前8時30分から午後5時15分までの間にすることができる。ただし、小浜市の休日を定める条例（平成元年小浜市条例第37号）第1条第1項に規定する休日（以下「休日」という。）を除く。

- 2 閲覧に係る報告および訂正は、前項に規定する場所以外に持ち出すことができない。
- 3 閲覧に係る報告および訂正は、丁重に取り扱い、破損、汚損または加筆等の行為をしてはならない。
- 4 議長は、前3項の規定に違反する者に対しては、その閲覧を中止させ、または閲覧を禁止することができる。

(報告等の写しの交付等)

第5条 条例第5条第2項の規定による写しの交付の請求は、複写申込書（様式第5号）または電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信の技術を利用する方法により行わなければならない。

- 2 条例第5条第3項に規定する議長が定める写しの交付に要する費用の額は、次の表のとおりとする。

写しの交付の方法	金額
複写機により作成した写しの交付（単色刷り）	1枚につき10円
複写機により作成した写しの交付（カラー刷り）	1枚につき100円
その他の方法による写しの交付	写しの作成に要する実費

備考

複写機により作成した写しの枚数は、用紙の両面に複写したときは片面を1枚として、A3判を超える規格の用紙を用いたときはA3判の規格の用紙を用いた場合の枚数に換算して算定する。

（期限等の特例）

第6条 条例第2条および第3条第1項から第3項までの規定による報告をすべき期限が休日に当たるときは、その日の翌日をもってその期限とみなす。

2 第4条第1項の規定により閲覧をすることができる最初の日（以下この項において「閲覧開始日」という。）が休日に当たるときは、その日の翌日をもって閲覧開始日とみなす。

（規程の改廃）

第7条 この規程の改廃は、全員協議会に諮って決定する。

附 則（令和6年3月22日議会規程第2号）

この規程は、公布の日から施行し、令和6年4月1日に始まる会計年度における請負および指定管理者の指定から適用する。

附 則（令和7年3月24日議会規程第5号）

この規程は、公布の日から施行する。

様式第1号（第2条第1項関係）

年 月 日

小浜市議会議長 様

小浜市議会議員 \_\_\_\_\_

議員または議員の親族に係る請負状況等報告書

小浜市議会議員等の請負および指定管理者の指定の状況の報告および公表に関する条例第3条第1項の規定により、次のとおり報告します。

契約締結日	請負をする者またはその支配人である者が、議員または議員の親族であるかの別（議員の親族であるときは、その者の氏名および議員から見た続柄）	請負をする者またはその支配人であるかの別（支配人であるときは、請負をする者の氏名および営業所等の所在地）	請負の対象とする役務、物件等	契約金額（円）（単価契約である場合はその旨）	前会計年度において支払を受けた額（円）

支払を受けた額の合計額	円
-------------	---

（注） 「契約金額」「前会計年度において支払を受けた額」「支払を受けた額の合計額」は、消費税および地方消費税込みの額を記入すること。

様式第2号（第2条第2項関係）

年 月 日

小浜市議会議長 様

小浜市議会議員 \_\_\_\_\_

議員が役員である法人または議員の親族が役員である法人に係る請負状況等報告書

小浜市議会議員等の請負および指定管理者の指定の状況の報告および公表に関する条例第3条第2項の規定により、次のとおり報告します。

契約締結日	請負をする法人が、議員が役員である法人または議員の親族が役員である法人であるかの別（議員の親族が役員である法人であるときは、議員の親族の氏名および議員から見た続柄）	請負をする法人の名称および所在地	当該法人における議員または議員の親族の役職	請負の対象とする役務、物件等	契約金額（円） （単価契約である場合はその旨）	前会計年度において支払を受けた額（円）

支払を受けた額の合計額	円
-------------	---

(注) 「契約金額」「前会計年度において支払を受けた額」「支払を受けた額の合計額」は、消費税および地方消費税込みの額を記入すること。

小浜市議会議長 様

小浜市議会議員 \_\_\_\_\_

議員の親族が役員である法人その他の団体に係る指定管理者の指定状況報告書

小浜市議会議員等の請負および指定管理者の指定の状況の報告および公表に関する条例第3条第3項の規定により、次のとおり報告します。

市との協定の締結日および指定の期間（基本協定・年度協定の別）	議員の親族の氏名および議員から見た続柄	法人その他の団体の名称および所在地	当該法人その他の団体における議員の親族の役職	指定管理者の指定の対象とする施設、業務等	市が指定管理者に支払う指定管理料または指定管理者が市に支払う納付金の額（円）	前会計年度において支払を受けた額または納付した額（円）

支払を受けた額の合計額または納付した額の合計額	円
-------------------------	---

- (注) 1 指定管理者が市に納付金を支払った場合は、納付金の額の下に「(納付金)」と記載すること。
- (注) 2 「市が指定管理者に支払う指定管理料または指定管理者が市に支払う納付金の額」「前会計年度において支払を受けた額または納付した額」「支払を受けた額の合計額または納付した額の合計額」は、消費税および地方消費税込みの額を記入すること。

様式第4号（第2条第4項関係）

年 月 日

小浜市議会議長 様

小浜市議会議員

訂正届

小浜市議会議員等の請負および指定管理者の指定の状況の報告および公表に関する条例第3条第4項の規定により、次のとおり訂正します。

1 訂正する報告

(1) 小浜市議会議員等の請負および指定管理者の指定の状況の報告および公表に関する条例 第3条 第 項の規定による報告

(2) 年4月1日に始まる会計年度分

2 訂正箇所

3 訂正の理由

様式第5号（第5条第1項関係）

年 月 日

小浜市議会議長 様

氏名 \_\_\_\_\_

住所または居所

〒

TEL \_\_\_\_\_ ( \_\_\_\_\_ )

複写申込書

小浜市議会議員等の請負および指定管理者の指定の状況の報告および公表に関する条例第5条第2項の規定により、次のとおり写しの交付を請求します。

写しの交付を求める報告または訂正	写しの交付を求める範囲